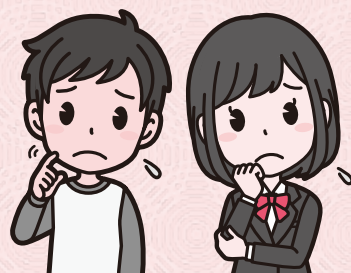


2月1日(月)から



市少年センターで メール相談を始めます

友だち、いじめ、勉強など、学校や家庭での心配なこと、悩みごとは一人で悩まないで相談してください。



対象者 ●青少年(主に40歳未満)●子を持つ保護者

相談方法 メール(smile-soudan@city.owariasahi.lg.jp)に相談内容を入力し送信。右記二次元コードから送信可



その他 電話や来所での相談も受け付けています。

●電話相談(祝・休日を除く)

電話番号 ☎0120-48-7830(携帯電話からは ☎0561-52-0700)
月～金曜日/午前9時～午後5時、第2・4土曜日/午前9時～午後4時30分

●来所相談

事前に電話相談からお申し込みください

問い合わせ先/中央公民館内少年センター ☎76-8129

くらしのアドバイス

今回のテーマ

『クレジットカード、
何枚持っていますか?』

いろいろなお店でポイントがもらえる、割引が受けられるからと、ついついクレジットカードをたくさん持つことになっていませんか。

利用明細書は、しっかり目を通して確認していますか。支払い限度額や支払い方法は把握していますか。

自分で管理できない枚数のクレジットカードを持つことは危険です。いつも使うカードが1枚、予備のものがもう1枚で2～3枚にとどめるようにしましょう。

支払いは一括払いですか。リボ(リボルビング)払いですか。リボ払いは、毎月の返済額を数千円や数万円などと一定額にする支払い方法で、その金額の範囲内なら毎月の返済額が増えることなく買い物ができるので、何の返済をしているのかが分かりにくくなります。また、毎月手数料もか

かります。毎月の支払額以上にカードを使って借入残高が増えていても気づきにくく、自分で管理することが難しくなります。支払いが滞ると、信用情報機関に登録されてしまう恐れもあります。

リボ払いの買い物を繰り返すことは多重債務に陥りやすく自己破産に追い込まれることもあります。

紛失や盗難によるクレジットカードの不正利用にも注意が必要です。心当たりのない請求や手数料があるなど、不明な点があるときはすぐにカード会社に問い合わせることも重要です。

毎月の利用明細書を必ず確認し、クレジットカードの管理をしっかり行うことが大切です。

困ったときは、早めに市の消費生活相談や県の消費生活総合センター(☎052-962-0999)に相談しましょう。

ポイント

自身のクレジットカードを
もう一度点検してみましょう。

市の消費生活相談

とき 月・水・金曜日 午前9時～正午
火・木曜日 午後1時～4時

ところ 市役所 消費生活相談室

電話 ☎53-2111 内線451